

最 高 裁 判 所

法規的告示

○最高裁判所規則第八号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

最高裁判所

令和七年六月十一日

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

(民事訴訟費用等に関する規則一部改正)

第一条 民事訴訟費用等に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

(刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則一部改正)

第二条 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則(昭和四十六年最高裁判所規則第八号)

の一部を次のように改正する。

第三条中「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

(人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則一部改正)

第三条 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則(昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

(司法委員規則一部改正)

第四条 司法委員規則(昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「二万五百円」を「二万八百円」に改める。

(参与員規則一部改正)

第五条 参与員規則(昭和二十二年最高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 第二項中「二万五百円」を「二万八百円」に改める。

(鑑定委員規則一部改正)

第六条 鑑定委員規則(昭和四十二年最高裁判所規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二項中「六千百四十円」を「六千三百十円」に改める。

(執行官の手数料及び費用に関する規則一部改正)

第七条 執行官の手数料及び費用に関する規則(昭和四十一年最高裁判所規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「五千四百七十円」を「五千六百二十円」に改める。

第四十条第一項中「七千八百円」を「八千五十円」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する規則一部改正)

第八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則(平成十九年最高裁判所規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万二百円」を「一万五百円」に、「八千二百円」を「八千四百五十円」に改める。

る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた日当の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官 今崎 幸彦

○國税庁告示第十二号

國税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第五条第四項 法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項 地方法人税法施行規則(平成二十六年財務省令第二十二号)第七条第六項及び第七条の三第四項並びに消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)第二十三条の四第五項の規定に基づき、これらの規定に規定する國税庁長官が定めるファイル形式を次のように定める。

令和七年六月十一日

國税庁長官 奥 達雄

令和七年六月十一日

國税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(以下「省令」という。)

第五条第四項に規定する國税庁長官が定めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるファイル形式とする。

一 省令第五条第一項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項(第三号及び第四号において「申請書面等記載事項」という。)を入力して送信する場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。)

二 省令第五条第一項の規定により次に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を送信する場合 XML形式又はCSV形式

イ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十条第三項若しくは第四項(これらの規定を租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条第二項において準用する場合を含む。)、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七号から第二百二十八号の三の二までの規定により提出するこれらの規定に規定する申告書、調書、源泉徴収票及び計算書

ロ 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項各号、第二項又は第三項に定める調書

ハ 租税特別措置法第五条の二第一項、第五項後段若しくは第十二項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)同法第五条の三第九項又は第四十二条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。)、第五条の三第一項若しくは第三項後段、第八条第四項、第八条の四第九項、第九条の四の二第二項、第九条の五第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の三の三第七項、第三十七条の十四第三十五項、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十条の十三の三第三項の規定により提出するこれらの規定に規定する非課税適用申告書、申告書、明細書、報告書及び調書

二 内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律百十号)第四条第一項、第四条の三第一項又は第四条の五第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する国外送金等調書、国外証券移管等調書及び国外電子決済手段移転等調書

ホ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第四十三条第一項から第三項まで、第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第五項若しくは第四十六条第二項(これらの規定を租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二条の四第三項において準用する場合を含む。)又は第五十条第一項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書、書類及び届出書

ヘ 租税特別措置法施行令第二条の四第五項又は第三条第二項(同令第三条の二第二十一項又は第二十六条の二十第二十四項において準用する場合を含む。)の規定により提出するこれらの規定に規定する届出書及び書類

別表 (第一項第六号関係)		別表 六(四)	別表 六(二)	法人税法施行規則別表の番号	項目番号	事業年度の所得に対する法人税に係る申告について適用する。
三	二	一		所得税額の控除に関する明細書	書式の名称	この告示は、令和七年六月十二日から適用する。ただし、第一項第三号、第三項及び第五項の規定並びに附則第三項の規定は、令和七年九月十六日から適用する。
			利子等に係る控除対象外国法人税額等に関する明細書	控除対象外国法人税額等に関する明細書		2 二項第五号、第四項第三号並びに第六項第三号の規定の適用については、これらの規定中「PDF形式又はJPEG形式若しくはJPG形式」とあるのは、「PDF形式」とする。
			別表六(五)	別表六(四)	別表六(二)	3 令和七年九月十六日から令和九年十二月三十一日までの間における第三項第四号の規定の適用については、同号中「PDF形式又はJPEG形式若しくはJPG形式」とあるのは、「PDF形式」とする。

四	五	六	七	八	九	十	別表六 (二十二)	別表六 (二十三)	別表六 (二十八)	別表六 (二十九)	別表六 (十五)	別表六 (十六)	別表六 (二十一)	別表六 (二十二)	別表六 (二十三)	別表六 (二十四)	別表六 (二十五)	別表六 (二十二)							
二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四							
別表十四 (二)	別表十四 (二)	別表十三 (五)	別表十二 (十三)	別表十二 (二)	別表十一 (二)	別表十一 (一)	別表十 (十) 付表	別表十 (八)	別表八 (三)	別表八 (二)	別表六 (三十一)	別表六 (二十九)	別表六 (二十八)	別表六 (二十七)	別表六 (二十六)	別表六 (二十五)	別表六 (二十四)	別表六 (二十三)	別表六 (二十二)						
明細書 民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する 特定期の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等 の損金算入に関する明細書	寄附金の損金算入に関する明細書	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に 定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損 金算入に関する明細書	特定期船に係る特別修繕準備金の損金算入に関する 明細書	個別評価金債権に係る貸倒引当金の損金算入に關 する明細書	一括評価金債権に係る貸倒引当金の損金算入に關 する明細書	特定期の資産の買換えによる資産の評価損益に関する 明細書	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する 特定期の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等 の損金算入に関する明細書	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に關 する明細書	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の 特別控除に関する明細書	沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除に関する明細書	認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附を した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	地方活力向上地域等において特定建物等を取得した 場合の法人税額の特別控除に関する明細書	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場 合の法人税額の特別控除に関する明細書	特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等 において機械等を取得した場合の法人税額の特別控 除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場 合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等におた る明細書	関与の機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に おける明細書	リース資産の使用状況等に関する明細書	受取配当等の益金不算入に関する明細書	外国子会社から受けける配当等の益金不算入等に關す る明細書	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地等所有適格法 人の肉牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基 金に対する負担金等の損金算入及び特定業績運動給 与の損金算入に関する明細書	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地等所有適格法 人の肉牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基 金に対する負担金等の損金算入及び特定業績運動給 与の損金算入に関する明細書	配当可能利益の額の計算に関する明細書	個別評価金債権に係る貸倒引当金の損金算入に關 する明細書	一括評価金債権に係る貸倒引当金の損金算入に關 する明細書	特定期の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等 の損金算入に関する明細書	民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する 特定期の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等 の損金算入に関する明細書

二十三	別表十四（二）付表一	新株予約権に関する明細書
二十四	別表十四（四）	公 益 法 人
二十五	別表十四（六）	特 別 限 度 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書
二十六	別表十六（七）	少 額 減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 の 損 金 算 入 の 特 例 に 関 す る 明 細 書
二十七	別表十六（九）	特 別 償 却 準 備 金 の 損 金 算 入 の 特 例 に 関 す る 明 細 書
二十八	別表十七（二）付表	國 外 支 配 株 主 等 及 び 特 定 債 券 現 先 取 引 等 に 関 す る 明 細 書
二十九	別表十七（二の二）付表一	控 除 対 象 受 取 利 子 等 合 計 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書
三十	別表十七（二の三）	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 に 関 す る 明 細 書
三十一	別表十七（四）	國 外 關 連 者 に 関 す る 明 細 書
○ 国税庁告示第十三号		
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第四号に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件（平成三十年国税庁告示第五号）の一部を次のよう改正し、令和七年九月十六日から適用する。		
令和七年六月十一日		
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ規定の傍線を付した部分のように改める。		
改 正 後		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稅 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
〔同上〕		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		
改 正 前		
國 稾 庁 長 官 奥 達 雄		

その他告示

○外務省告示第二百八号	
1	令和七年四月二十八日にナイロビで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。
2	協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
3	贈与の限度額 二億五千八百万円
4	贈与の供与期限 令和十四年十二月三十一日
署名者	
日本側	松浦博司在ケニア大使
ケニア側	ジヨン・ンバディ・ンゴンゴ財務・経済計画長官
令和七年六月十一日	
外務大臣	岩屋
毅	

日本側 松浦博司在ケニア大使
ケニア側 ジョン・ンバディ・ンゴンゴ財務・経済計画長官
令和七年六月十一日

外務大臣 岩屋 賀

○外務省告示第二百九号

令和五年五月九日は、キンシヤにて、キンシヤ市キンシヤ市長のための贈与に関する令和五年十月三十一日付けの取極の修正に臨む。民主共和国政府との間で行われた。

署名者　本　　則 小川秀凌在「ソシゴ民衆共和国大使」
署名者　日　　則 内容　賄賂の附用額を「三一八億円＝八百萬円」は改
2

コンゴ民主共和国側
臣 テレーズ・カイイクワンバ・ヴァアグナー国務大臣兼外務・国際協力・仏語圏大臣

令和七年六月十一日

○外務省告示第二百十号

月日に効力を失つた。
令和七年六月十一日

失効年月日 令和七年五月三十日
発行年月日 令和六年十一月十八日

○農林水產省告示第九百四號
旅券番号 M J 四一四五四一八

○雇用者派遣費等の執行
補助金等に係る予算の執行

巧方で補助金等に係る予算の
十七条第一項の規定に基づき

行の通正作は関する注釈
ように改正したので、同

令和七年六月十一日

応する改正後欄に掲げる
に掲げる規定の傍線部分

元
る

補助金等の予算

(略)

新しく地方経済

(略)

新嘉坡一紀濱

地方創生交付金

のに限る。)

(施行期日) 附則

1 この告示は （経過措置） 公布の

2 この告示による改正後の平成十二年農林水産省告示第六百五十八号の規定は、令和七年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

〇農林水産省告示第九百五号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。																																
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）																																
一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>4,398.5トン</u>	一　漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>4,072.7トン</u>																																
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。																																
(単位：トン)	(単位：トン)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>都道府県別漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td><u>174.4</u></td></tr> <tr> <td>青森県</td> <td><u>346.4</u></td></tr> <tr> <td>岩手県</td> <td><u>109.6</u></td></tr> <tr> <td>宮城県</td> <td><u>66.9</u></td></tr> <tr> <td>秋田県</td> <td><u>57.0</u></td></tr> <tr> <td>山形県</td> <td><u>25.9</u></td></tr> <tr> <td>福島県</td> <td><u>34.1</u></td></tr> </tbody> </table>	都道府県	都道府県別漁獲可能量	北海道	<u>174.4</u>	青森県	<u>346.4</u>	岩手県	<u>109.6</u>	宮城県	<u>66.9</u>	秋田県	<u>57.0</u>	山形県	<u>25.9</u>	福島県	<u>34.1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>都道府県別漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td><u>142.0</u></td></tr> <tr> <td>青森県</td> <td><u>340.5</u></td></tr> <tr> <td>岩手県</td> <td><u>90.5</u></td></tr> <tr> <td>宮城県</td> <td><u>68.2</u></td></tr> <tr> <td>秋田県</td> <td><u>40.2</u></td></tr> <tr> <td>山形県</td> <td><u>28.3</u></td></tr> <tr> <td>福島県</td> <td><u>22.9</u></td></tr> </tbody> </table>	都道府県	都道府県別漁獲可能量	北海道	<u>142.0</u>	青森県	<u>340.5</u>	岩手県	<u>90.5</u>	宮城県	<u>68.2</u>	秋田県	<u>40.2</u>	山形県	<u>28.3</u>	福島県	<u>22.9</u>
都道府県	都道府県別漁獲可能量																																
北海道	<u>174.4</u>																																
青森県	<u>346.4</u>																																
岩手県	<u>109.6</u>																																
宮城県	<u>66.9</u>																																
秋田県	<u>57.0</u>																																
山形県	<u>25.9</u>																																
福島県	<u>34.1</u>																																
都道府県	都道府県別漁獲可能量																																
北海道	<u>142.0</u>																																
青森県	<u>340.5</u>																																
岩手県	<u>90.5</u>																																
宮城県	<u>68.2</u>																																
秋田県	<u>40.2</u>																																
山形県	<u>28.3</u>																																
福島県	<u>22.9</u>																																

茨城県	47.9
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	127.5
富山県	141.4
石川県	123.4
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	42.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	24.1
佐賀県	19.9
長崎県	954.0
熊本県	36.0

茨城県	33.5
千葉県	81.5
東京都	25.0
神奈川県	47.7
新潟県	104.3
富山県	110.8
石川県	101.7
福井県	46.5
静岡県	41.7
愛知県	1.0
三重県	47.4
京都府	48.8
大阪府	1.0
兵庫県	22.5
和歌山県	42.5
鳥取県	19.0
島根県	107.1
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	103.2
徳島県	30.5
香川県	1.0
愛媛県	22.2
高知県	82.8
福岡県	26.9
佐賀県	19.1
長崎県	879.9
熊本県	25.2

大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,877.9トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2

大分県	14.1
宮崎県	16.1
鹿児島県	41.3
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ (小型魚) かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ (小型魚) かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,329.6トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	446.5
青森県	685.8

岩手県	97.2
宮城県	81.8
秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	159.6
富山県	35.8
石川県	68.9
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	23.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1

岩手県	89.1
宮城県	39.1
秋田県	49.3
山形県	27.8
福島県	2.0
茨城県	18.3
千葉県	78.6
東京都	61.2
神奈川県	28.6
新潟県	131.6
富山県	30.5
石川県	60.5
福井県	32.9
静岡県	48.1
愛知県	2.0
三重県	45.8
京都府	46.3
大阪府	2.0
兵庫県	22.5
和歌山県	54.3
鳥取県	18.2
島根県	41.5
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	108.3
徳島県	21.6
香川県	2.0
愛媛県	18.1

高知県	43.5
福岡県	47.5
佐賀県	21.8
長崎県	363.3
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	2,818.9
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行なう区分）	2,088.9
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7

高知県	37.0
福岡県	20.6
佐賀県	20.7
長崎県	234.7
熊本県	18.3
大分県	18.6
宮崎県	54.5
鹿児島県	30.8
沖縄県	237.8

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行なう管理区分）	2,818.9
くろまぐろ (大型魚) 大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行なう区分）	2,088.9
くろまぐろ (大型魚) かじき等流し網漁業等	75.7

くろまぐろ (大型魚) か つお・まぐろ 漁業 (漁獲量 の総量の管理 を行う区分)	16.0
くろまぐろ (大型魚) か つお・まぐろ 漁業 (漁獲割 当てによる管 理を行う管理 区分)	1.141.1
くろまぐろ (大型魚) か つお・まぐろ 漁業 (漁獲割 当てによる管 理を行う管理 区分)	1.141.1

○經濟産業省告示第九十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の一部を次のように改正し、令和七年六月十二日から適用する。

令和七年六月十一日 表の指定の期間の欄中「令和七年六月十一日」を「令和七年九月十一日」に改める。 経済産業大臣 武藤 容治

○国土交通省告示第四百六十号
建設法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の九の規定により、同規則第七条の六
第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があつたので、同規則第七条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年六月十一日
(登録地すべり防止工事試
験登録番号一)

(三) (二) (一)
登録技術試験実施機関の氏名又は名称 一般社団法人 斜面防災対策技術協会
登録技術試験実施機関の変更後の代表者の氏名 若林 直樹

○防衛省告示第百三十九号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年六月十一日

防衛大臣 中谷 元

備、同月十九日及び同月二十日) の毎日〇七〇〇から二二〇〇まで

区域 若狭湾北方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線並びにア及びエの二地点

を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メー

トル以下の間

(一) 東經一三四度五九分五〇秒

○防衛省告示第百四十九号		海上における射撃訓練を次のとおり実施する。	
日 時	令和七年六月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日及び同月二十日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで	防衛大臣	中谷 元
区 域	五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間	(ア) 北緯三二度二〇分一二秒 (イ) 東経一二八度四五分五一秒 (ウ) 東経一二九度〇九分五二秒	
実施艦	自衛艦九隻	(ア) 北緯三一度四七分一二秒 (イ) 東経一二八度四五分五一秒 (ウ) 東経一二九度〇九分五二秒	
そ の 他	実施艦九隻		
○ 防衛省告示第百四十一号	海上における射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。		
日 時	令和七年六月十一日		
防衛大臣	中谷 元		
区 域	野島崎南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度九一四四メートル以下、(ウ)と(ケ)を結んだ線から北側は(イ)と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間		
斜面防災対策技術協会	斜面防災対策技術協会		
直樹	北緯三七度二一分一秒 東経一三五度三九分四九秒		
(イ)	北緯三七度二一分一秒 東経一三五度三九分四九秒		
(ウ)	北緯三七度〇一分一秒 東経一三五度三九分四九秒		
(エ)	北緯三六度四〇分一秒 東経一三四度五九分五〇秒		
自衛艦九隻	自衛艦九隻		
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。			
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。			
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。			
令和七年六月十一日			
令和七年六月十九日（予備、同月二十日）			
(ア) 北緯三四度三五分一二秒 東経一四〇度一六分四八秒			
(イ) 北緯三四度一八分二三秒 東絆一四〇度三三分〇六秒			
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。			
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。			

○関東地方整備局告示第百六十一号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八第二項の規定に基づき、告示する。
その関係面は、令和七年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十一日

令和七年六月十一日

十 八 号 上田市秋和字阿能虫四八八番一から同市秋和字姥右四四七番二まで（ただし、関係面に表示する部分のみ）
供用開始の期日 令和七年六月十一日

関東地方整備局長 岩崎 福久
路線名 供用開始の期日

上田市秋和字阿能虫四八八番一から同市秋和字姥右四四七番二まで（ただし、関係面に表示する部分のみ）
野国道事務所

関東地方整備局長 岩崎 福久
縦覧場所 野国道事務所

岩崎 福久

岩崎

人事異動

内閣

内閣大臣 国務大臣 武藤 容治
 内閣府特命担当大臣 赤澤亮正 帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免する（六月八日）

皇室事項

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、沖縄県において開催されている沖縄国際海洋博覧会五十周年記念事業企画展「海—その豊ましい未来」を御観、併せて地方事情を御視察のため、六月四日前九時二十六分御出門、同県へ行幸す。同月五日午後九時二十六分還幸駆になつた。

天皇陛下は、ポルトガルの国祭日につき、六月九日同國大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免
 横浜地方法務局所属公証人喜多剛久は願により公証人を免ぜられた。
 中村誠は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人喜多剛久の後任を命ぜられた。
 岐阜地方法務局所属公証人樹下芳博は願により公証人を免ぜられた。
 蔣啓一郎は公証人に任命され、岐阜地方法務局所属公証人樹下芳博の後任を命ぜられた。
 神戸地方法務局所属公証人中村昭博は願により公証人を免ぜられた。
 田中眞理は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人中村昭博の後任を命ぜられた。（以上六月一日）（法務省）

法務省告示配第41号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和七年六月十一日 法務大臣 鈴木 醍祐

住所 三重県津市 アラヤ・チュウタ・マクシモ・ケンジ 平成18年7月18日生	住所 埼玉県戸田市 オズジャン・オズトルキュ 昭和52年8月29日生	住所 東京都墨田区 エレイン・リザロンド・マヨラルゴ 平成11年1月26日生
住所 千葉県船橋市 ビマラ・ブルクティ 平成9年11月15日生	住所 大阪府守口市 閻楚晗 平成13年8月14日生	住所 東京都墨田区 エリカ・ダイアン・リザロンド・マヨラルゴ 平成13年1月9日生
住所 滋賀県近江八幡市 ヴー・ディン・ニエム 昭和58年11月9日生	住所 東京都世田谷区 陳孟君 昭和59年4月6日生	住所 東京都中央区 孫洋 平成12年10月21日生
ヴー・ゴック・ザ・ハン 平成24年10月22日生	住所 東京都中央区 吳憶梅 昭和46年12月24日生	住所 東京都江戸川区 パルタサラティ・ボッマタパリ 昭和46年11月22日生
ヴー・ザ・フィ 平成26年5月19日生	住所 横浜市戸塚区 金都子 昭和51年3月19日生	スバーナ・ボッマタパリ・ラオ 昭和49年12月14日生
ヴー・ゴック・ザ・アン 令和2年9月6日生	住所 東京都墨田区 楊禾善 昭和62年4月15日生	住所 東京都中野区 張祥禪 平成4年3月15日生
ヴー・ゴック・ザ・AIN 令和4年8月18日生	住所 東京都渋谷区 林小縫 平成2年9月29日生	住所 東京都中野区 張婷 平成4年2月21日生
住所 東京都荒川区 フリスカ・ガニアブトリ 平成4年1月24日生	住所 東京都板橋区 嚴娟 昭和49年1月26日生	住所 東京都練馬区 周燕 平成3年7月13日生
住所 愛知県一宮市 チャン・ヤ・ブー 平成4年2月3日生	住所 東京都葛飾区 王瓊慧 昭和53年9月18日生	住所 東京都葛飾区 侯皓妍 昭和59年3月16日生
住所 香川県高松市 バイラモワ・カリーネ・ラシドブナ 昭和52年12月27日生	住所 東京都葛飾区 金紅実 昭和48年7月29日生	住所 東京都目黒区 王嚴沁藍 平成18年10月17日生
住所 群馬県太田市 レー・ティ・ハイ・イエン 昭和58年10月19日生	住所 東京都品川区 金佳音 平成15年7月1日生	住所 埼玉県八潮市 ギールマン・カブレラ・カイル・トール 平成11年6月1日生
グエン・ミン・ティエップ 平成20年12月2日生	住所 東京都港南区 金佳潤 平成23年2月21日生	住所 東京都稻城市 張曉芳 平成2年9月26日生
グエン・ミン・チャウ 平成24年2月23日生	住所 川崎市幸区 金佳玉 平成14年4月23日生	住所 東京都稻城市 張靜香 平成7年11月20日生
住所 大阪府吹田市 グエン・ホン・タイ 平成9年1月7日生	住所 東京都品川区 錢容 平成8年6月9日生	住所 沖縄県那霸市 ジテンドラ・プラタブ・シン・カトリ 平成2年11月14日生
住所 東京都文京区 カールディーン・モハメド・ムザミル 昭和45年12月6日生	住所 横浜市金沢区 申東貴 昭和63年4月12日生	住所 愛知県知立市 田嶋 昭和58年12月30日生
住所 東京都江東区 グリシン・キリル・セルゲイビッチ 昭和56年1月31日生	住所 横浜市港南区 金宏美 昭和58年8月29日生	住所 東京都墨田区 李凱文 平成15年4月4日生
住所 東京都板橋区 呂宜珊 昭和60年7月30日生	住所 横浜市金沢区 文正子 昭和20年1月5日生	住所 東京都豊島区 蔡恩慧 平成16年10月30日生
カイドウ・ロマン 平成22年3月2日生	住所 神奈川県海老名市 ピクトル・ラウル・オオシロ・ヒガ 昭和51年9月14日生	住所 京都市伏見区 ラジェンドラ・オリ 昭和57年10月31日生
住所 東京都板橋区 ヘイダリ・プール・ジャファル 昭和40年3月23日生	住所 東京都豊島区 シンディ・セシレ・アンドレア・ラミレス・カヤマ 昭和60年9月4日生	住所 三重県津市 エグエズ・チュタ・フェリクス 平成14年9月22日生
住所 大阪府守口市 易宏總 平成元年6月8日生	住所 大阪府豊中市 ヒデキ・オオシロ・ラミレス 令和3年11月11日生	
住所 大阪府高槻市 ディアズ・シオバラ・トワ 令和5年6月23日生	住所 東京都豊島区 柳雅琦 平成8年5月23日生	
生	住所 大阪府豊中市 韓陽 平成4年12月18日生	

住所 東京都江戸川区
　　プラビン・シン 平成2年8月22日生
ニティヤ・プラビン・シン 令和2年11月15日生
　　ワンヤ・プラビン・シン 令和5年11月1日生
住所 東京都品川区
　　マーク・ローランド・タラウゴン・アキノ 平成14年11月25日生
住所 東京都江東区
　　王敏 平成7年4月7日生
住所 横浜市中区
　　張琳奈 平成14年5月27日生
住所 横浜市中区
　　エステベン・ミコ・カルボンヌル・プラトン 平成17年7月29日生
住所 東京都江戸川区
　　モヒ・ウディン 昭和63年1月1日生
エヴァン・ザイン 令和5年3月20日生
住所 岐阜市
アレキサンダー・アキオ・マリヤ 平成4年9月17日生

公 告

譜 輩 墓

有権者申出方

元当局所属公証人喜多剛久の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

令和7年6月11日 横浜地方法務局

証票無効

法人、復興特別法人、地方法人、所得、復興特別所得、消費、印紙、地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

令和6年4月3日交付 第令5-000000032号
芦屋税務署 財務事務官 羽田野竜矢 名義分
令和7年4月16日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和7年6月11日 国税庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないで、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第2032号

群馬県太田市西長岡町728番地
申立人 特定非営利活動法人ほほえみの会
本籍群馬県太田市茂木町657番地、最後の住所群馬県太田市茂木町657番地、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和7年1月9日、出生の場所群馬県山田郡休泊村、出生年月日昭和11年8月7日、職業無職
被相続人 亡 須永レイ子
群馬県太田市浜町12番1 三光ビル301号室
相続財産清算人 司法書士 荻野 裕司
催告期間満了日 令和7年12月22日

前橋家庭裁判所太田支部

令和7年（家）第6019号

群馬県桐生市広沢町4丁目2281番地の4
申立人 曽根 康仁
本籍群馬県桐生市仲町2丁目240番地、最後の住所群馬県桐生市広沢町2丁目3031番地の34、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日令和7年3月2日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和25年11月8日、職業無職
被相続人 亡 高草木節夫
事務所群馬県桐生市広沢町4丁目2281番地の4
相続財産清算人 司法書士 曽根 康仁
催告期間満了日 令和7年12月22日

前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年（家）第20039号

群馬県前橋市大友町2丁目15番地26
申立人 江原三津根
本籍群馬県高崎市後疋間町15番地、最後の住所群馬県高崎市後疋間町110番地、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和3年2月10日、出生の場所群馬県群馬郡群馬町、出生年月日昭和42年5月12日、職業牛乳配達員
被相続人 亡 江原 恵
事務所群馬県高崎市八島町70-51メゾンドマリエ201 市村法律事務所
相続財産清算人 市村 大介
催告期間満了日 令和7年12月22日

前橋家庭裁判所高崎支部

令和7年（家）第10121号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
申立人 株式会社ファンデックス債権回収
本籍東京都大田区田園調布本町3番地6、最後の住所埼玉県川越市並木新町13番地37、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和5年3月28日、出生の場所オランダ領東インドジャワ島マラン市、出生年月日昭和13年3月7日、職業会社役員
被相続人 亡 紺谷美津子

事務所埼玉県川越市脇田本町15番地22ニューパレスビル別館4階
相続財産清算人 弁護士 佐藤 恭子
催告期間満了日 令和7年12月22日

さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年（家）第2033号

新潟県三条市元町10番6号
申立人 一般社団法人サポートネット銀座堂
本籍新潟県燕市南3丁目6672番地、最後の住所新潟県三条市福島新田丁1481番地1心和園、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和7年1月21日、出生の場所新潟県燕市、出生年月日昭和34年3月16日、職業無職
被相続人 亡 朝野 富子
事務所新潟県三条市興野1丁目14番34号ひめさゆり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 谷口 雅大
催告期間満了日 令和8年1月21日

新潟家庭裁判所三条支部

令和7年（家）第2035号

新潟県南蒲原郡田上町大字湯川1785
申立人 村越 裕一
本籍新潟県南蒲原郡田上町大字湯川1785番地、最後の住所新潟県南蒲原郡田上町大字湯川1785番地、死亡の場所新潟県加茂市、死亡年月日令和6年11月1日、出生の場所新潟県南蒲原郡田上町、出生年月日昭和16年2月1日、職業無職
被相続人 亡 村越 泰男

事務所新潟県三条市興野1丁目14番34号ひめさゆり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石川 佳代
催告期間満了日 令和8年1月21日

新潟家庭裁判所三条支部

令和7年（家）第3022号

新潟県胎内市平木田1703番地58
申立人 川又 洋子

本籍新潟県胎内市土作535番地、最後の住所新潟県胎内市平木田1703番地58、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所新潟県北蒲原郡中条町、出生年月日昭和38年3月24日、職業会社役員
被相続人 亡 川又 守

新潟市中央区米山4丁目1番31号 紫竹綜合ビル305号 T M共同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡部 和哉
催告期間満了日 令和8年1月22日

新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年（家）第780号

東京都豊島区西池袋5丁目19番4号
申立人 飯島 豊彦

東京都中央区新富1丁目5番5号トーア新富マンション301号 寺上泰照法律事務所
申立人 寺上 泰照

本籍山梨県甲府市青沼3丁目298番地、最後の住所山梨県甲府市青沼3丁目18番15号、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所東京都北豊島郡王子町、出生年月日昭和3年9月1日、職業無職
被相続人 亡 武田たつ代
事務所山梨県甲府市丸の内1丁目16番10号トラストワンビル19 3階B弁護士法人 F o r P E A C E 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伏見 彩
催告期間満了日 令和7年12月22日
甲府家庭裁判所

令和7年（家）第76号

静岡市葵区千代田2丁目5番11号
申立人 谷口 純子

本籍静岡県藤枝市大新島205番地2、最後の住所静岡県焼津市小土545番地の15、死亡の場所静岡県富士宮市、死亡年月日平成13年6月24日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和20年1月22日、職業無職
被相続人 亡 大石 勝彦

静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー22階弁護士法人 御宿・長町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 寺崎 翔己
催告期間満了日 令和7年12月22日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第85号

静岡県焼津市五ヶ堀之内1147-2

申立人 岡田すゞゑ

本籍静岡県焼津市五ヶ堀之内1150番地、最後の住所静岡県焼津市五ヶ堀之内1150番地、死亡の場所静岡県焼津市、死亡年月日令和6年10月31日頃、出生の場所静岡県焼津市、出生年月日昭和33年11月11日、職業無職

被相続人 死 岡田 年正

静岡県静岡市葵区追手町2番12号 安藤ハザマビル 弁護士法人ましろ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青木 皓平
催告期間満了日 令和7年12月23日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第119号

静岡県牧之原市波津1丁目14番地1

申立人 堀池 勇

本籍静岡県牧之原市静波830番地、最後の住所静岡県牧之原市静波738番地1、死亡の場所静岡県牧之原市、死亡年月日令和7年1月24日、出生の場所静岡県榛原郡川崎町、出生年月日昭和29年7月6日、職業無職

被相続人 死 大石 一秋

静岡県牧之原市波津1丁目14番地1 司法書士堀池勇事務所

相続財産清算人 司法書士 堀池 勇

催告期間満了日 令和7年12月21日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第2054号

愛知県丹羽郡大口町大御堂1丁目132番地

申立人 前田 英二

本籍愛知県丹羽郡大口町大御堂1丁目175番地、最後の住所愛知県丹羽郡大口町大御堂1丁目175番地、死亡の場所愛知県丹羽郡大口町、死亡年月日令和6年12月1日、出生の場所愛知県丹羽郡扶桑村、出生年月日昭和20年3月5日、職業無職

被相続人 死 前田 正治

愛知県一宮市向山町2丁目22番地2 鈴木泉法律事務所

相続財産清算人 川地 美帆

催告期間満了日 令和7年12月22日

名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第151号

三重県津市丸之内33番23号

申立人 鈴木 尚文

本籍三重県津市南丸之内1975番地、最後の住所三重県津市西丸之内14番14号、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和31年7月14日、職業無職

被相続人 死 前谷 安彦

三重県津市中央1番1号三重会館4階 なぎさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塚本 順久
催告期間満了日 令和7年12月22日

津家庭裁判所

令和7年(家)第30036号

北海道小樽市清水町30番3号

申立人 中居由紀子

本籍北海道小樽市オタモイ1丁目23番地、最後の住所北海道寿都郡黒松内町字黒松内562番地4、死亡の場所北海道二海郡八雲町、死亡年月日令和4年8月9日、出生の場所北海道釧路郡鳥取村、出生年月日昭和9年11月15日、職業無職

被相続人 死 木幡 卓雄

北海道小樽市稲穂2丁目22番1号小樽経済センタービル5階鹿角健太法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鹿角 健太
催告期間満了日 令和7年12月26日

札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年(家)第9027号

旭川市旭町1条1丁目438番39

申立人 株式会社フリコ

本籍北海道旭川市流通団地4条5丁目21番地、最後の住所旭川市流通団地4条5丁目21番地、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和6年4月18日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和40年9月13日、職業会社員

被相続人 死 奥村 泰

旭川市住吉4条2丁目7番12号

相続財産清算人 司法書士 上村修一郎

催告期間満了日 令和7年12月31日

旭川家庭裁判所

令和7年(家)第563号

北海道釧路市益浦4丁目23番3号

申立人 小田部好子

本籍北海道釧路市益浦4丁目23番、最後の住所釧路市益浦4丁目23番3号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日令和6年8月25日、出生の場所北海道厚岸郡厚岸町、出生年月日昭和46年8月25日、職業会社代表者

被相続人 死 小田部 元

釧路市黒金町7丁目4番地1 太平洋興発ビル8階 くしろ合同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 圭

催告期間満了日 令和7年12月26日

釧路家庭裁判所

令和7年(家)第30040号

埼玉県朝霞市幸町2丁目18番12-210号

申立人 三條目美代子

本籍青森県八戸市大字山伏小路12番地、最後の住所仙台市青葉区荒巻本沢1丁目15番2号、死亡の場所宮城県仙台市泉区、死亡年月日令和4年3月29日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和24年6月21日、職業不明

被相続人 死 三條目知宣

仙台市青葉区国分町1丁目3番20号 真町ビル2階 仙台中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宇部 雄介

催告期間満了日 令和8年1月21日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第7015号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平潟54番地、最後の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平潟54番地、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日令和5年7月2日、出生の場所福島県耶麻郡猪苗代町、出生年月日昭和27年5月9日、職業不明

被相続人 死 佐藤 豊志

福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字トヤガ崎5番地2

相続財産清算人 司法書士 杉本 充清

催告期間満了日 令和8年1月15日

福島家庭裁判所会津若松支部

令和7年(家)第175号

神奈川県横浜市中区元町1丁目48番地1 ドメイン横浜元町101号室

申立人 滝澤 康子

本籍埼玉県熊谷市中奈良691番地1、最後の住所埼玉県熊谷市万平町2丁目157番地4、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和6年4月12日、出生の場所埼玉県大里郡妻沼町、出生年月日昭和31年10月6日、職業歯科医師

被相続人 死 滝澤 一文

事務所埼玉県熊谷市筑波2丁目13番地 加賀崎ビル2階1号 波多野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 波多野孝彦

催告期間満了日 令和8年1月7日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第181号

東京都文京区本郷5丁目18番2-103号

申立人 新井 敏彦

本籍埼玉県本庄市若泉2丁目107番地7、最後の住所埼玉県本庄市若泉2丁目11番32号、死亡の場所埼玉県本庄市、死亡年月日令和7年2月1日、出生の場所埼玉県本庄市、出生年月日昭和34年7月24日、職業無職

被相続人 死 新井 邦彦

埼玉県深谷市西島町3丁目15番6号5thパーティーナ2階 内田徹法律事務所

相続財産清算人 内田 徹

催告期間満了日 令和8年1月26日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第30085号

千葉市中央区千葉港1番1号

申立人 千葉市長 神谷 俊一

本籍千葉県千葉市中央区亀井町56番地、最後の住所千葉市中央区亀井町3番10号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日推定令和6年7月28日、出生の場所千葉県千葉市中央区、出生年月日昭和21年6月22日、職業不明

被相続人 死 田村 初江

事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階真田・中間・谷中総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中間 一裕

催告期間満了日 令和8年1月22日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30100号

千葉市稻毛区小中台町596番地

申立人 第5稻毛ハイツ管理組合

本籍大阪府吹田市出口町921番地、最後の住所千葉市稻毛区小中台町596番地第5稻毛ハイツ506号、死亡の場所千葉県千葉市稻毛区、死亡年月日推定令和5年11月21日から30までの間、出生の場所北海道河東郡上土幌町、出生年月日昭和29年10月6日、職業不明

被相続人 死 伊藤 節

事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉6階すみれ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 達矢

催告期間満了日 令和8年1月21日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30134号
 千葉市中央区千葉寺町705番地30マナ・ブライトン101号
 申立人 元吉 夏美
 本籍千葉市花見川区こてはし台5丁目5番地6、最後の住所千葉市花見川区こてはし台5丁目5番6号、死亡の場所千葉市稲毛区、死亡年月日平成30年11月30日、出生の場所千葉県山武郡白里町、出生年月日昭和3年12月1日、職業不明
 被相続人 亡 松浦 一恵
 事務所千葉市中央区新宿2丁目2番9号ひぐらしビル201今井法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 今井 丈雄
 催告期間満了日 令和8年1月22日
 千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30156号
 東京都港区芝2丁目31番19号
 申立人 AGビジネスサポート株式会社
 本籍千葉県千葉市中央区港町24番、最後の住所千葉県千葉市中央区今井2丁目6番5-1-203号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日令和5年1月29日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和36年11月23日、職業不明
 被相続人 亡 井桁 孝雄
 事務所千葉市中央区富士見2丁目3番1号塚本大千葉ビル6階 東葉総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 伊藤 爽彦
 催告期間満了日 令和8年1月21日
 千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30091号
 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号
 申立人 鎌ヶ谷市
 本籍東京都新宿区北新宿4丁目1064番地、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市東道野辺7丁目9番38号、死亡の場所千葉県鎌ヶ谷市、死亡年月日令和3年8月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和28年2月16日、職業不明
 被相続人 亡 矢ヶ崎 宏
 事務所千葉県松戸市日暮1-15-3 第15シントウキヨウビル503 八柱法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 菊地 信吾
 催告期間満了日 令和8年1月22日
 千葉家庭裁判所松戸支部

令和6年(家)第7104号
 東京都港区東麻布1丁目18番8号林ビル2F
 申立人 未来しこう株式会社
 本籍千葉県銚子市清水町1351番地、最後の住所千葉県銚子市笠上町6114番地の3、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日平成25年3月1日、出生の場所千葉県銚子市、出生年月日昭和39年5月25日、職業不明
 被相続人 亡 石橋 正広
 事務所千葉県八街市八街ほ235番地7 鈴木法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 鈴木 崇士
 催告期間満了日 令和8年1月20日
 千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第7005号
 東京都国分寺市南町2-18-1リビオ国分寺ステーションアベニュー601
 申立人 大野 宏之
 本籍千葉県山武郡芝山町山中394番地、最後の住所千葉県山武郡芝山町山中335番地、死亡の場所千葉県山武郡芝山町、死亡年月日令和6年10月20日、出生の場所千葉県山武郡芝山町、出生年月日昭和29年10月10日、職業パート
 被相続人 亡 高橋 雅夫
 事務所千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階 佐野総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 村岡 旭美
 催告期間満了日 令和8年1月21日
 千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第40215号
 横浜市神奈川区旭ヶ丘15-15-203
 申立人 仲田富三雄
 本籍神奈川県横浜市神奈川区六角橋2丁目189番地、最後の住所横浜市保土ヶ谷区峰沢町325番地1ラポール三ツ沢、死亡の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、死亡年月日令和7年1月9日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和13年4月8日、職業無職
 被相続人 亡 水崎美代子
 事務所横浜市中区太田町2-23横浜メディア・ビジネスセンター6階
 相続財産清算人 弁護士 鈴木 洋平
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40270号
 神奈川県藤沢市大庭5425番地の4ハイツはせがわ201号室
 申立人 児玉 光生
 本籍神奈川県藤沢市江の島1丁目147番地8号、最後の住所神奈川県藤沢市渡内3丁目8番60号特養村岡ホーム、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年1月10日、出生の場所神奈川県鎌倉郡片瀬町、出生年月日昭和12年1月3日、職業無職
 被相続人 亡 金子 悅子
 事務所神奈川県横須賀市追浜本町1-32-1ペルストンビル2階
 相続財産清算人 弁護士 田口 裕樹
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40293号
 横浜市中区尾上町5丁目77番地1
 申立人 横浜幸銀信用組合
 国籍韓国、最後の住所横浜市港北区高田西4丁目29番7-B901号、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日西暦2023年6月10日、出生の場所神奈川県横浜市港北区、出生年月日西暦1949年11月3日、職業会社役員
 被相続人 亡 申 正三
 事務所東京都千代田区二番町9-8中勞基協ビル3階
 相続財産清算人 弁護士 渥美央二郎
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40399号
 横浜市中区山下町29番地
 申立人 山下公園ハイツ管理組合
 本籍神奈川県横浜市中区山下町151番地、最後の住所横浜市中区山下町29番地山下公園ハイツ709号室、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日推定令和6年1月、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和35年5月7日、職業無職
 被相続人 亡 藤代悠季生
 事務所横浜市鶴見区鶴見中央4-14-6ヴィラフォルテⅡ401
 相続財産清算人 弁護士 熊澤 美香
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第5065号
 神奈川県三浦市南下浦町毘沙門1147番地
 申立人 石渡 諭
 本籍神奈川県横須賀市ハイランド1丁目23番、最後の住所神奈川県横須賀市ハイランド1丁目23番18-112号シーフロントハイツ、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和7年3月7日、出生の場所神奈川県川崎市中原区、出生年月日昭和47年9月19日、職業会社員
 被相続人 亡 小玉 章雄
 事務所神奈川県横須賀市大滝町1丁目20番地1太陽生命横須賀ビル2F
 相続財産清算人 弁護士 中村賢史郎
 催告期間満了日 令和7年12月26日
 横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第8022号
 静岡県沼津市桃里354番地
 申立人 秋山 豊
 本籍静岡県沼津市桃里354番地、最後の住所静岡県沼津市桃里365番地の2、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和6年3月15日頃、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和38年4月24日、職業無職
 被相続人 亡 秋山 勝彦
 静岡県三島市本町14番17号シーショア三島本町401 さいとう法律事務所
 相続財産清算人 斎藤 雄太
 催告期間満了日 令和8年1月15日
 静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第40340号
 横浜市鶴見区鶴見中央2丁目5番3号MKビル4階
 申立人 吉原 真人
 本籍神奈川県横浜市神奈川区菅田町2978番地6、最後の住所横浜市神奈川区菅田町2975番地75愛の家グループホーム横浜菅田、死亡の場所神奈川県横浜市神奈川区、死亡年月日令和6年11月24日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和8年2月10日、職業無職
 被相続人 亡 吉村 愛子
 事務所横浜市中区太田町4-55横浜馬車道ビル7階
 相続財産清算人 弁護士 畔柳 秀勝
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 横浜家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第2062号

本籍北海道札幌市南区澄川5条10丁目6番、最後の住所北海道札幌市南区澄川5条10丁目6番5号

不在者 岩田 巖
昭和14年1月3日生

令和7年5月17日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第169号

本籍北海道留萌市明元町5丁目43番地3、最後の住所北海道留萌市明元町5丁目43番地の3

不在者 伊勢田凌平
平成9年11月19日生

令和7年5月17日失踪宣告審判確定

旭川家庭裁判所留萌支部裁判所書記官

令和6年(家)第817号

本籍宮城県仙台市若林区新寺2丁目2番地5、最後の住所仙台市若林区新寺2丁目2番7号

不在者 佐々木たみ子
昭和15年10月2日生

令和7年5月20日失踪宣告審判確定

仙台家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第4489号

本籍東京都中央区銀座8丁目2番地2、最後の住所不明

不在者 柏木 正三
明治25年2月12日生

令和7年5月17日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(へ)第1号

愛知県小牧市小針1丁目322番地

申立人 ハジメエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役 朱宮 大介

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月19日

令和7年5月21日 名古屋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A558477

金額 792,000円

支払期日 令和6年9月30日

支払地 名古屋市

支払場所 岐阜信用金庫稲葉地支店

振出日 令和6年7月31日

振出地 愛知県小牧市

振出人 モリックス株式会社 代表取締役 宮嶋 和人

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第1号

愛知県常滑市大谷字猿喰111番地

申立人 株式会社弘和

代表者代表取締役 永田 秀俊

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月20日

令和7年5月21日 豊橋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B B 008615

金額 282,062円

支払期日 令和7年4月10日

支払地 愛知県豊橋市

支払場所 株式会社みずほ銀行豊橋支店

振出日 令和6年12月10日

振出地 愛知県豊橋市

振出人 トヨタネ株式会社 代表取締役 川西裕康

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

横浜市港南区大久保3丁目7番2号

申立人 陽 信博

権利の届出の終期 令和7年5月7日

令和7年5月13日 萩簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 萩市大字吉田町字吉田町51番11

宅地 383.00平方メートル

(2)登記年月日番号 山口地方法務局萩支局昭和33年1月31日受付第548号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定

原因 昭和32年12月28日設定

借賃 1坪当たり1ヶ月米賃0・24ドル(金86円40銭)とし支払の公定為替相場で円貨を以て支払うものとする

支払期 毎月前払

存続期間 昭和33年1月1日から9ヶ年

特約 譲渡、転貸ができる

賃借権者 アメリカ合衆国紐育州紐育市19区51番街15番地

エッソ・スタンダード・イースタンインコーポレーテッド

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第363号

埼玉県所沢市泉町1850番地の4

債務者 株式会社ユーワネクスト

代表者代表取締役 室岡 良男

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小林 憲司

4 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第367号

東京都港区六本木4丁目2番20-406号

債務者 有限会社エル・ティー・エム

代表者代表取締役 木島 一美

1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 北川 琢巳

4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第298号

川崎市中原区今井仲町9番20-103号

債務者 株式会社r a v e

代表者代表取締役 中西 優人

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 池田 博毅

4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前10時20分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第35号

秋田県湯沢市愛宕町3丁目2番30号

債務者 合同会社さわやかサポート

代表者代表社員 菊江 清子

- 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 虹川 高範

4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時30分

秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第64号

茨城県牛久市ひたち野西2丁目13番地1

債務者 A n t i O r d i n a r y 株式会社

代表者代表取締役 柳町 義勝

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 亀田 道子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第1281号

横浜市緑区三保町1351番地1 フォレストビル

ズ三保9棟505号

債務者 有限会社MアンドN

代表者取締役 三島 紀夫

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 奥 祐介

4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第4号 石川県珠洲市飯田町1丁目1番地2 債務者 飯田港共同店舗事業協同組合 代表者代表理事 多間 利一 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎昇一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時15分 金沢地方裁判所輪島支部	4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時10分 仙台地方裁判所古川支部破産係 令和7年(フ)第42号 最後の住所 北海道足寄郡足寄町白糸95番地 3 債務者 被相続人佐藤與吉の相続財産 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中島 和典 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時 金沢地方裁判所輪島支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川アトム 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前11時 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第521号 京都府宇治市小倉町堀池23番地の20 債務者 有限会社み彌け 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神子 貴士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第40号 福岡県飯塚市西徳前6番17号 債務者 有限会社エルム 代表者取締役 今丸 満美 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 尚志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後3時30分 福岡地方裁判所飯塚支部民事部 令和7年(フ)第518号 広島市西区横川新町8番25号 債務者 有限会社エムズ 代表者代表取締役 松田 幸也 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時30分 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第309号 埼玉県川越市今成2丁目8番地12 債務者 有限会社キングス・ジャパン 代表者代表取締役 山王 明 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塙 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後2時40分 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第260号 埼玉県八潮市南川崎639番地1 債務者 池森建設株式会社 代表者代表取締役 池森 義明 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 最首 克也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時40分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第19号 愛媛県今治市天保山町4丁目4番地16、前住 所愛媛県今治市本町4丁目2番地18 債務者 有限会社ヒロセ 代表者代表取締役 廣瀬 貢 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寄井真二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 東京地方裁判所立川支部民事第4部	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 竜 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時 新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第123号 北海道旭川市末広東一条4丁目8番23号 債務者 株式会社プリックス 代表者代表取締役 溝口 文夫 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大箸 信之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後3時40分 旭川地方裁判所民事部	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 向井 良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時30分 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第120号 静岡市葵区足久保口組1636番地 債務者 株式会社山俊市川組 代表者代表取締役 市川 俊和 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 彰二	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塙 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後2時40分 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第81号 宮城県栗原市築館新田1番21号 債務者 有限会社熱海産業 代表者代表取締役 热海 孝治 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 彰二	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塙 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時40分 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第312号	埼玉県入間市大字野田885番地 債務者 株式会社Happy Face 代表者代表取締役 室久保誠司 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 拓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時40分 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1260号	名古屋市瑞穂区雁道町2丁目4番地 債務者 細井電機株式会社 代表者代表取締役 細井 紀江 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永富 史子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時40分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第53号	富山市町村一丁目189番地2 債務者 日本総合療術株式会社 代表者代表取締役 磯部 正和 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井加田 宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 富山地方裁判所民事部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間	次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第215号	愛知県安城市浜屋町南裏115番地 高井アパートB 債務者 佐藤 孝幸 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 猪瀬 秀美 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和7年9月2日午後2時45分 6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第561号	仙台市太白区富沢西4丁目11番地の24 Abundant II-202、従前の住所仙台市泉区松森字明神25番地の6 債務者 太田 賀世 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小島 智 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第2475号	札幌市清田区里塚3条1丁目15番1-101号 債務者 毛利 斎 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 博和 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第21号	青森県弘前市大字龍ノ口字村元129番地1、旧住所青森市久須志3丁目16番21号 コーポホリ2号 債務者 三上 大志 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米山 達三 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後1時45分 6 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第68号	青森県平川市高木原富87番地2 クリーンエイト107号室、旧住所青森県平川市南田中西原16番地2 債務者 佐藤由里子 1 決定年月日時 令和7年5月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田 卓 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第911号	札幌市南区真駒内緑町4丁目1番20-104号 債務者 新岡 薫 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 泰朗 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第48号	岐阜県大垣市築捨町1丁目317番地1 ネオフィールド103、前住所神戸市長田区長田天神町3丁目1番12号 下村ハイツ201号、兵庫県伊丹市野間6丁目12番16号サザンコート2番館305号室 債務者 花本陽一郎 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 綾喜 秀光 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和7年(フ)第127号	石川県野々市市高橋町14番37号、従前の住所金沢市伏見新町255番地 債務者 茂野栄美子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西野 崇彦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第87号

千葉県木更津市田川209番地
債務者 小倉里江子

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 拓也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第665号

神奈川県大和市中央林間1丁目11番17-605号
債務者 津久田雅也

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三橋 潔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第285号

静岡県島田市南1丁目5番36の106号 県営住宅島田南団地1棟106号室
債務者 横山とみ子

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥居 恒子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月19日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第752号

東京都立川市上砂町5丁目35番地の2モア・ステージ武蔵砂川204号
債務者 水越 智哉

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 持田 光則
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月19日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第856号

東京都多摩市一ノ宮4丁目5番地の2アーバンライフ一ノ宮C
債務者 常盤 知子(旧姓大宮)

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小澤 宏樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第854号

東京都青梅市長淵2丁目558番地シャトーサワダII102
債務者 清水 増実

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第855号

東京都青梅市長淵2丁目558番地シャトーサワダII102
債務者 清水 成子

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 真弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第722号

東京都西東京市ひばりが丘1丁目3番3号工ステート88A103号
債務者 德武今日子

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大藏 隆子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月26日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第847号

横浜市港北区篠原町104番地1 プレストヒルズ篠原306
債務者 鈴木 典子

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 鉄平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで

令和7年(フ)第65号

栃木県那須塩原市大原間193番地3 ダイユーマンション605号、前住所栃木県那須郡那須町大字高久丙1389番地261
債務者 及川 武志

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 直之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで

令和7年(フ)第65号

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第65号

富山県砺波市市谷456番地
債務者 青山 宜史

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武島 直子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前10時55分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで

令和7年(フ)第110号

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第110号

岐阜市小野574番地10 竹内方、住民票上の住所岐阜市東改田字鶴田43番地4
債務者 横川 憲明

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 和則
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第60号 静岡県伊豆の国市古奈507番地の1 プルミ エール・K 2-B号 債務者 佐藤 佐 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一杉 泰博 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月26日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第1240号 横浜市磯子区洋光台6丁目19番29号 Nak amichiペイサイドヒルズ 3F 債務者 中道 漢士 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野澤 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日午前11時50分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第48号 長野県上田市神畑507番地7 債務者 手塚 延男 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 智弥 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 長野地方裁判所上田支部 令和7年(フ)第49号 長野県上田市神畑507番地7 債務者 手塚 三雄 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 智弥 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 長野地方裁判所上田支部	令和7年(フ)第118号 福島県郡山市熱海町中山字松林90番地の1 債務者 狩野 亮 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町田 敦 4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月1日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係 令和7年(フ)第663号 横浜市港北区鳥山町617番地 アリスガーデン城郷104 債務者 佐々木 茂 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 末吉伸一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月26日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第836号 東京都八王子市北野町519番地12メゾン・ド・オンブルージュ407号 債務者 青木 博人 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 新 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月28日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第22号 静岡県菊川市東横地1878番地の21(ビレッジ ハウス横地2棟402号) 債務者 井野口 淳 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 吉希 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月22日まで 6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 長野地方裁判所上田支部
---	--

令和7年(フ)第45号

山口市吉敷上東2丁目19番8号
債務者 山中 和男

- 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 泰資
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで

山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第731号

福岡市南区大楠2丁目9番2-302号 S a y-R y u平尾
債務者 田中 健一

- 1 決定年月日時 令和7年5月20日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 聰子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第755号

福岡市博多区御供所町9番6-504号 A S C H E HAKATA
債務者 小島 浩

- 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 後瀬 伸吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第826号

福岡市東区箱崎ふ頭3丁目1番15-113号
オリエントビルNo. 88 マリナゲートサンズ
債務者 津村 夏海

- 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩橋 愛佳

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前10時

5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第538号

福岡市博多区下呂服町5番4号 近藤ビル
503号
債務者 垣内 奈美

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷川 貴啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第732号

福岡県宗像市日の里7丁目4番地6
債務者 村上 祐介

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 鴻二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第22号

鹿児島県肝属郡南大隅町根占横別府1947番地
2
債務者 小川 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 昭広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第407号

福岡県春日市大谷8丁目94番地4 フローラ
イン大谷E-201号
債務者 小山 ゆり

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴本 啓志

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時30分

5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第430号

福岡県糟屋郡志免町志免2丁目6番10号 ピ
アレジデンスⅡ103号
債務者 渡邊 義隆

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 悠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第607号

福岡市東区松島3丁目27番21号 ディアコート
松島2号館208号
債務者 武富 智紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小坂 昌司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第803号

福岡県那珂川市道善3丁目59番地 清水タウ
ンB103号
債務者 森 美代子

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池永真由美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第812号

福岡市中央区舞鶴3丁目7番17-1201号
ローズモント・フレア舞鶴、前住所福岡県小
郡市小板井171番地15
債務者 藤田 延登

- 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉松 翔

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午後2時30分

5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第820号

福岡市東区青葉7丁目60番58-2号 テラス
ハウス青葉B棟、前住所福岡市博多区昭南町
2丁目2番12号
債務者 藤川 大地

- 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永田 充
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第837号

福岡市城南区神松寺2丁目16番8-204号
ライオンズマンション神松寺
債務者 濱崎伸太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 友岡 泰明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第56号

鹿児島県肝属郡肝付町後田3309番地1
債務者 小田 弘樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾之上 玲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第177号

新潟市東区豊3丁目2番4号 カーサ ソレ
イユ203号
債務者 本田 佑馬

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 淳哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第312号 福岡県福津市手光852番地 債務者 秦 幸嗣 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関口 信也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 圭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第617号 福岡市西区野方6丁目23番6-105号 債務者 榎 和美 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 涼平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第637号 福岡市中央区春吉1丁目12番36号 ハイツ春吉19号 債務者 西畑 光雄 1 決定年月日時 令和7年5月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村岡 隼介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 和幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 高松地方裁判所丸亀支部	令和7年(フ)第516号 仙台市泉区市名坂字御釜田147番地の1 アンジュ市名坂203 債務者 小濱 遥香 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林屋陽一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第645号 福岡市中央区平和5丁目1番1-401号 福南ビル 債務者 相良美華子(旧姓加地) 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平嶋 瑞理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年5月27日午前10時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小坂 昌司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第556号 仙台市若林区中倉2丁目13番29号 ロフト 中倉4-103 債務者 笠原 幸蔵 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 風馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第691号 新潟市中央区紫竹山7丁目7番35号 アーベンハウスB201号 債務者 丸山 朗 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 圭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月27日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第528号 仙台市青葉区台原2丁目5番41号 ロフト 台原1-203 債務者 菅野 和良 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大泉 光央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第186号 新潟市中央区紫竹山7丁目7番35号 アーベンハウスB201号 債務者 丸山 朗 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 圭子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月27日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第655号 広島市中区白島九軒町11番15-102号 債務者 頭山 美鈴 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 洋之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第187号 新潟市中央区紫竹山7丁目7番35号 アーベンハウスB201号 債務者 丸山 智美	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野口航太郎	令和7年(フ)第414号 広島市中区白島九軒町11番15-102号 債務者 頭山 美鈴 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 洋之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 広島地方裁判所民事第4部
		令和7年(フ)第666号 福岡県筑紫野市美しが丘南6丁目4番地37 債務者 井上 咲 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大前 恒明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 福岡地方裁判所第4民事部
		令和6年(フ)第448号 沖縄県浦添市沢城1丁目11番7-102号 メゾンH・S 債務者 安里 敏満 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古謝 千尋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 那覇地方裁判所民事第3部
		令和6年(フ)第454号 沖縄県南城市佐敷字津波古2428番地 コンフォートF・Ⅲ302号室 債務者 平田 博一 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 崎山敬太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第533号 福岡県春日市紅葉ヶ丘西2丁目1番地 債務者 田口 凡平 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 義浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 明宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 長崎地方裁判所平戸支部破産係
令和7年(フ)第688号 福岡市博多区大井2丁目11番7-305号 さかえビル 債務者 植松 充大 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 隼巳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 大祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 沢上 辰也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新下久美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第152号 沖縄県浦添市宮城4丁目2番7-303号 マンション上原 債務者 照屋 祐樹 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 育美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 哲也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月3日前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松健太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日前2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係
令和7年(フ)第99号 山形市城南町1丁目4番8号 債務者 ラーメン大器こと 奥山 潤 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石垣 肇之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣田 修一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤木 瑛美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月3日前1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 祐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日前2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第22号 滋賀県長浜市相撲町547番地4 債務者 日比野幸司	1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 友香	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 海	1 決定年月日時 令和7年6月3日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松 弥生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日前1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第5号 長崎県松浦市福島町塩浜免3033番地16 播磨 団地104号 債務者 西林 臣 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 哲	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月14日まで 長崎地方裁判所平戸支部破産係

令和7年(フ)第174号 鹿児島市南郡元町12番7号 債務者 田代 益子 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田上 公洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第33号 宮城県石巻市穀町16番11-401号、住民票上の住所宮城県富谷市明石下向田63番地 債務者 阿部憲一郎 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和7年(フ)第204号 大分市大字光吉997番地の1 B l i s s 光吉B-3 債務者 阿部 峰大 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森若 利幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月2日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第117号 佐賀県小城市三日月町織島411番地2 債務者 田中 文明 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉丸 雄輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第106号 大津市南志賀2丁目13番1-C202号 債務者 アラベスク舍こと 若林 雅彦 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井 理哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第200号 宮崎市大字恒久5126番地2 債務者 西村 正也 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷田 寿人 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年6月2日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第82号 宮城県栗原市築館字久伝12番地12 ちぐさアパートC棟、従前の住所宮城県栗原市築館字唐竹林9番地1 ソレアード105号 債務者 熱海 孝治 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 彰二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第133号 滋賀県草津市野路7丁目16番3-103号 B i e n v e n u e、前住所滋賀県草津市平井5丁目10番20-1105号 ディオフェルティ草津 債務者 川野 陽光 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 雅和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第211号 宮崎県兒湯郡新富町大字新田11750番地3 債務者 長友 秀樹 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸高 雅志 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年6月2日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第83号 宮城県栗原市築館字久伝12番地12 ちぐさアパートC棟、従前の住所宮城県栗原市築館字唐竹林9番地1 ソレアード105号 債務者 熱海 洋子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 彰二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第434号 広島市安佐南区沼田町大字吉山10811番地23 債務者 西谷 洋 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷本 素子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 広島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1876号 大阪市東淀川区大道南2丁目16番21号 ノルデンハイム大道 305号 債務者 岡島 早苗 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲林 茂樹 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 大阪地方裁判所第6民事部 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	1 決定年月日時 令和7年6月2日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第98号 愛知県蒲郡市三谷町弥生1丁目5番地 レジデンス木の実105 債務者 佐藤 るみ 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和6年(フ)第390号 函館市五稜郭町6番18-203号 レジェンド五稜郭 債務者 館山 真司	令和7年(フ)第191号 函館市陣川町98番地367 きずな陣川 債務者 小山 武司 1 決定年月日時 令和7年6月2日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第186号 北海道北斗市七重浜8丁目20番12号 コーポ金沢102 債務者 土橋 愛子 1 決定年月日時 令和7年6月2日前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第55号	島根県松江市西尾町1086番地1 リバティー コート203 債務者 吉田 悠人 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第878号	さいたま市見沼区大和田町1丁目1351番地 大和田フラット103 債務者 綱藏 幸子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第222号	愛知県知立市逢妻町道瀬山16番地3 フォーエヴァー成208号 債務者 熊谷 大命 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第207号	大阪府和泉市伏屋町2丁目3番11-706号 債務者 小谷 勇介 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第219号	大阪府岸和田市小松里町2434番地 シャトル小松里403号 債務者 山田 恵一

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第224号
大阪府岸和田市池尻町10番地の1 コモド・アンビエンテA-2 債務者 久保 俊夫 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第225号
大阪府岸和田市磯上町2丁目18番22号 債務者 高田 流唯 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第226号
大阪府阪南市下出353番地の5 債務者 お好み焼き屋こと 阿部 和美 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第247号
大阪府和泉市富秋町1丁目4番22-206号 債務者 三谷 優子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第249号
大阪府岸和田市治米町380番地 債務者 小杉 澄子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第258号
大阪府泉大津市助松町1丁目2番17号 プレミール201号 債務者 田中 直道 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第259号
大阪府岸和田市藤井町2丁目20番31号 ハイツ大宮103号 債務者 吉島さよこ 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第260号
大阪府貝塚市石才6番地4 アネックス近義の里203号、前住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺1081番地3 債務者 木下 紗彩(旧姓杉本) 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第262号	大阪府和泉市伏屋町5丁目11番9-302号 債務者 中井 光夫 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第87号	沖縄県那覇市字上間523番地3 屋良アパート301、住民票上の前住所沖縄県うるま市石川東恩納34番地 平良アパート203号 嘉手川方 債務者 真喜志美樹(旧姓立津) 1 決定年月日時 令和7年5月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第113号	沖縄県浦添市経塚346番地 社会医療法人 へいあん 平安病院、住民票上の住所沖縄県中頭郡北谷町宇美浜14番地1 県営美浜高層住宅2-101 債務者 山口 孝幸 1 決定年月日時 令和7年5月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 那覇地方裁判所民事第3部
破産手続終結	
令和6年(フ)第16号	山口県長門市仙崎字網田322-2 破産者 有限会社ロック 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
	山口地方裁判所萩支部

令和6年(フ)第230号 新潟市東区中山7丁目8番15号 破産者 合同会社トラストファ 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第166号 愛知県西尾市寺津町十三塚29番地4 Caspi 106号室、開始時の住所愛知県西尾市一色町一色山荒子61番地1 破産者 谷米ジョルジこと YAGOME J ORGE 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第22号 福島県郡山市八山田6丁目212番地バセオウインズ302 破産者 株式会社ネクスト・ジェネシス(旧商号株式会社煌建工匠) 1 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 2 一般調査期日 令和7年7月28日午後2時30分 令和7年6月3日
新潟地方裁判所民事部 令和6年(フ)第23号 京都府南丹市園部町木崎端16番地 破産者 株式会社水口建設 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第393号 大阪府高槻市東城山町12番15号 破産者 桜屋こと 永野 大輔 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第23号 福島県西白河郡矢吹町大町183番地 町住A-141 破産者 濱尾 忠弘 1 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 2 一般調査期日 令和7年7月28日午後2時30分 令和7年6月3日
京都地方裁判所園部支部破産係 破産手続終結及び免責許可決定 令和5年(フ)第557号 埼玉県越谷市赤山町2丁目135番地 破産者 山賀 一伸 1 決定年月日 令和7年5月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	令和6年(フ)第328号 新潟市秋葉区新町3丁目6番25号 破産者 梅田 繁雄 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和6年(フ)第446号 愛知県豊田市鶯鷲町中高根92番地1、前住所愛知県知立市逢妻町道瀬山16番地3 フォーエヴァー成309号 破産者 村上 悠也 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和5年(フ)第1843号 さいたま市北区宮原町4丁目137番地6 キャッスル宮原101、開始決定時の住所さいたま市見沼区深作2丁目35番地21 破産者 木村 克行 1 決定年月日 令和7年6月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和6年(フ)第53号 岐阜県海津市平田町今尾938番地1 破産者 森 透江 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第360号 福岡市東区香椎照葉3丁目2番4-1418号 インフィニガーデン サウス棟、開始決定時の住所宮崎市大島町大将堀1830番地19 破産者 富永 雄喜 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第369号 神奈川県伊勢原市高森3003番地の17 破産者 陳 佑佳	岐阜県大垣市草道島町689番地 破産者 石川 雅彦 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第68号 岐阜県大垣市草道島町689番地 破産者 石川 雅彦 1 決定年月日 令和7年6月3日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	福島地方裁判所郡山支部破産係 破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和7年(フ)第14号 鹿児島県日置市東市来町長里1644-11、住民票上の住所鹿児島市花尾町4450番地 破産者 元山 勝 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 2 一般調査期日 令和7年8月1日午前10時30分 令和7年5月30日
			令和6年(フ)第22号 福島県郡山市八山田6丁目212番地バセオウインズ302 破産者 株式会社ネクスト・ジェネシス(旧商号株式会社煌建工匠) 1 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 2 一般調査期日 令和7年7月28日午後2時30分 令和7年6月3日
			令和6年(フ)第23号 福島県西白河郡矢吹町大町183番地 町住A-141 破産者 濱尾 忠弘 1 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 2 一般調査期日 令和7年7月28日午後2時30分 令和7年6月3日
			令和6年(フ)第39号 群馬県高崎市新町2138番地8 シャーメゾンフェリス203号、前住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田309番地2 破産者 高村 栄二 1 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 2 一般調査期日 令和7年9月8日午前11時40分 令和7年6月2日 前橋地方裁判所高崎支部
			令和6年(フ)第756号 兵庫県西宮市若松町2番17-201号 破産者 井丸すみれこと 小倉 航 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 2 一般調査期日 令和7年8月21日午前10時45分 令和7年5月29日
			令和6年(フ)第696号 熊本県菊池市泗水町吉富17番地1 菊池園、前住所熊本県玉名市伊倉北方2146番地8 破産者 早瀬 賢一 1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで 2 一般調査期日 令和7年8月7日午前11時30分 令和7年6月3日
			令和6年(フ)第14号 鹿児島県日置市東市来町長里1644-11、住民票上の住所鹿児島市花尾町4450番地 破産者 元山 勝 1 破産債権の届出期間 令和7年6月27日まで 2 一般調査期日 令和7年8月1日午前10時30分 令和7年5月30日
			令和6年(フ)第22号 福島県郡山市八山田6丁目212番地バセオウインズ302 破産者 株式会社ネクスト・ジェネシス(旧商号株式会社煌建工匠) 1 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 2 一般調査期日 令和7年7月28日午後2時30分 令和7年6月3日

令和5年(フ)第2816号 大阪市都島区中野町2丁目4番12-518号 破産者 森 義裕 1 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 2 一般調査期日 令和7年9月11日午後2時30分 令和7年6月2日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第154号 群馬県高崎市上大類町745番地5 パレ・ソレイユ102号 破産者 森永潤一郎 1 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで 2 一般調査期日 令和7年8月18日午前11時20分 令和7年6月2日 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第362号 埼玉県所沢市小手指南5丁目26番地の8 破産者 柳 誠一 1 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで 2 一般調査期日 令和7年9月3日午後3時20分 令和7年5月30日 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(フ)第105号 佐賀県杵島郡白石町大字福富2054番地 破産者 久原トシ子 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 2 一般調査期日 令和7年9月3日午前11時30分 令和7年6月2日 佐賀地方裁判所武雄支部
書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。 令和7年(フ)第179号 宮城県多賀城市八幡4丁目5番69号 コーポさもと3号、従前の住所宮城県多賀城市町前3丁目3番10号 ザ・スカイ・ファイブ壱番館202 破産者 佐藤 恵子(旧姓関口) 異議申述期間 令和7年7月28日まで 令和7年6月2日 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第89号 大阪府枚方市津田元町3丁目34番30号 破産者 中山 裕貴 異議申述期間 令和7年7月28日まで 令和7年6月2日 大阪地方裁判所第6民事部 免責許可申立てに関する意見申述期間
令和6年(フ)第126号 栃木県足利市借宿町751番地2 破産者 箕輪 盛次 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 令和7年6月2日 宇都宮地方裁判所足利支部 小規模個人再生による再生手続き開始
令和7年(再イ)第35号 兵庫県尼崎市浜田町5丁目45番地の2 再生債務者 高野 光保 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所尼崎支部
令和7年(再イ)第21号 栃木県鹿沼市樅山町395番地23 再生債務者 阿久津 徹 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月15日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第18号 埼玉県新座市新堀3丁目4番20号 フローレンス清瀬504号室 再生債務者 廣末 真也 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第48号 さいたま市岩槻区大字馬込189番地6 再生債務者 本橋 光春 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第61号 千葉県市原市原うるいど南3丁目5番地43 再生債務者 會嶋 理香 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第103号 名古屋市緑区桶狭間南157番地 プリエ・サンシャイン1201号(従前の住所) 名古屋市南区中割町4丁目91番地の1 再生債務者 河村 知明 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月7日まで 名古屋地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第109号 名古屋市名東区よもぎ台1丁目1410番地 再生債務者 大石 菜那 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第10号 栃木県足利市五十部町1121番地10 再生債務者 井上 善平 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月22日まで 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年(再イ)第120号 札幌市北区北39条西3丁目1番20号 シンシア麻生201号 再生債務者 齊藤 真穂 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第10号 栃木県足利市五十部町1121番地10 再生債務者 井上 善平 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続きを開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月22日まで 宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(再イ)第51号 埼玉県川口市桜町3-16-13 再生債務者 佐野 洋哉 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第46号 神戸市北区谷上西町16番3-206号(従前の住所) 神戸市北区筑紫が丘7丁目11番地の12 再生債務者 浅野 洋 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年8月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(再イ)第135号 東京都北区田端1-12-24-201 再生債務者 小野 大樹 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第44号 北九州市小倉北区砂津3丁目2番18-505号 再生債務者 花野 晋和 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(再イ)第44号 北九州市小倉北区砂津3丁目2番18-505号 再生債務者 花野 晋和 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第44号 北九州市小倉北区砂津3丁目2番18-505号 再生債務者 花野 晋和 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第3号 山梨県富士吉田市ときわ台1丁目2番13号 B-2 再生債務者 伊藤 克輝 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで 甲府地方裁判所都留支部再生係	令和7年(再イ)第9号 盛岡市上田堀2丁目10番18号 再生債務者 阿部 拓光 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年(再イ)第9号 盛岡市上田堀2丁目10番18号 再生債務者 阿部 拓光 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第9号 盛岡市上田堀2丁目10番18号 再生債務者 阿部 拓光 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月28日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第6号 岐阜県可児市川合316番地6 再生債務者 ダローザ アレクス ヌネスこと NUNES DA ROSA ALEX 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	茨城県日立市十王町友部1145番地の1 再生債務者 須田江里子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年8月4日まで 水戸地方裁判所日立支部	令和7年(再イ)第7号 茨城県日立市十王町友部1145番地の1 再生債務者 須田江里子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月31日まで 広島地方裁判所呉支部	令和7年(再イ)第7号 茨城県日立市十王町友部1145番地の1 再生債務者 須田江里子 1 決定年月日時 令和7年6月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月31日まで 広島地方裁判所呉支部
令和7年(再イ)第6号 岐阜県可児市川合316番地6 再生債務者 ダローザ アレクス ヌネスこと NUNES DA ROSA ALEX 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和7年(再イ)第206号 東京都江戸川区南葛西4-19-13-201 再生債務者 岩田 大凱	令和7年(再イ)第206号 東京都江戸川区南葛西4-19-13-201 再生債務者 岩田 大凱	令和7年(再イ)第206号 東京都江戸川区南葛西4-19-13-201 再生債務者 岩田 大凱

令和7年(再イ)第15号	群馬県伊勢崎市田中島町1434番地21 再生債務者 横塚 昌二 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第25号	群馬県佐波郡玉村町大字川井1034番地14 再生債務者 吉野 文俊 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第3号	群馬県桐生市広沢町間ノ島365番地の21 再生債務者 渡邊 駿 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(再イ)第31号	新潟市北区柳原3丁目9番13号 再生債務者 伊藤 学之 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第13号	富山市婦中町速星840番地1 再生債務者 土田 裕二 1 決定年月日時 令和7年6月2日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

令和7年(再イ)第3号	3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで 富山地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第10号	山梨県甲府市中村町9-27 レオパレスガーデン108号室 再生債務者 野母 武史 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月18日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年(再イ)第19号	静岡県富士宮市若の宮町366番地の4 再生債務者 高崎 純 1 決定年月日時 令和7年6月3日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年8月5日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年(再イ)第3号	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3063番地42(前住所)福岡県鞍手郡鞍手町大字中山134番地1 再生債務者 野見山丈司 1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで 福岡地方裁判所直方支部
小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年(再イ)第562号 東京都荒川区西尾久7-37-7-302 再生債務者 仲地 貴司 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月30日
令和6年(再イ)第15号	東京都板橋区前野町2-43-1 TRIM-1s t202 再生債務者 中久喜英哲 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月30日
令和7年(再イ)第7号	東京都墨田区太平3-8-6-204 再生債務者 渡辺 晃央 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月30日
令和6年(再イ)第20号	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第17号	東京都品川区八潮5-1-4-1318 再生債務者 森 恵美 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月30日
令和7年(再イ)第30号	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(再イ)第206号	千葉県市川市大和田3丁目13番18号 再生債務者 田中 嘉彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年6月2日
令和6年(再イ)第208号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再イ)第20号	千葉県市川市北方町4丁目2092番地17 再生債務者 河野 克紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年6月2日
令和6年(再イ)第6号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(再イ)第203号	さいたま市見沼区大字東宮下277番地16 再生債務者 清野 純一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで 令和7年5月30日
令和6年(再イ)第202号	さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第203号	さいたま市見沼区大字東宮下277番地16 再生債務者 清野 沙織 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月20日まで 令和7年5月30日
令和6年(再イ)第6号	さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第6号	宮城県登米市迫町佐沼字八幡3丁目3番地3 再生債務者 上田 由起 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月23日まで 令和7年6月2日 仙台地方裁判所登米支部

令和6年(再イ)第44号 静岡県伊東市芝町3番35号 再生債務者 萩原 熊 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(再イ)第7号 栃木県下野市柴833番地6 再生債務者 白戸 貴子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(再イ)第1号 富山市山室荒屋639番地 再生債務者 佐々木耀太 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 富山地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第31号 名古屋市中区富士見町14番15号 ライオンズ ガーデン東別院201号 再生債務者 國枝 潤 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第8号 栃木県下野市柴833番地6 再生債務者 白戸 透 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(再イ)第2号 石川県七尾市本府中町力20番3 エレーヌ梓 館102号室 再生債務者 藤住満喜子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 金沢地方裁判所七尾支部	令和6年(再イ)第11号 埼玉県狭山市大字青柳63番地 新狭山ハイツ 11棟502号 再生債務者 吉田由美子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第45号 愛知県小牧市大字北外山2916番地1 サンf ri e n d s O K I 203号 再生債務者 坂下 渉 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第140号 東京都国立市富士見台3丁目7番地3-6- 207 再生債務者 惣伊田 忠 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第8号 山梨県都留市法能1124番地4 再生債務者 谷内 亮介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月2日 都留地方裁判所都留支部再生係	令和7年(再イ)第19号 埼玉県所沢市小手指南3丁目33番地の2 ル・シック小手指302 再生債務者 尼野 真一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第61号 愛知県北名古屋市六ツ師町田24番地 グリー ンシードB棟202 再生債務者 麺屋あさのこと 浅野 雅晶 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第160号 東京都調布市東つつじヶ丘1丁目3番地3 405 再生債務者 古田 幸三 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(再イ)第4号 静岡市駿河区西島1008番地の3 再生債務者 内海 貴志 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第56号 愛知県一宮市起字堤町172番地1 再生債務者 富田 義孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第3号 佐賀県三養基郡基山町大字小倉588番地32 再生債務者 迫田 美樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和6年(再イ)第34号 富山市富岡町505番地2 再生債務者 山本 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 富山地方裁判所民事部	令和6年(再イ)第75号 静岡県浜松市中央区上島5丁目13番5号 再生債務者 鈴木 菊花 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年(再イ)第5号 愛知県一宮市木曾川町里小牧字本茅場97番地 5 再生債務者 児玉 博一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 名古屋地方裁判所一宮支部
		令和6年(再イ)第234号 札幌市北区屯田9条11丁目5番18号 再生債務者 佐々木 佑	令和7年(再イ)第15号 愛知県一宮市木曾川町里小牧字本茅場97番地 5 再生債務者 児玉 博一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第60号 大阪府摂津市鳥飼中3丁目6番15号 再生債務者 廣中 渡 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第4号 佐賀県武雄市山内町大字宮野27364番地56 再生債務者 橋口 貞義 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係
令和6年(再イ)第56号 大阪府松原市大堀2丁目12番5号 再生債務者 森田 佑也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第2号 佐賀県唐津市鏡新開73番地 ムーンリバーC 103号 再生債務者 神保原健吾 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(再イ)第10号 兵庫県西宮市樋之池町20番3号(前住所) 大 阪市西成区鶴見橋3丁目8番38号 再生債務者 竹原 啓之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和6年(再イ)第84号 熊本県菊池郡大津町美咲野1丁目4番1号 再生債務者 久保 代吉 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第42号 札幌市清田区美しが丘3条6丁目10番1— 305号 再生債務者 安井しづか 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第162号 京都市北区上賀茂津ノ国町77番地23 再生債務者 モリモト工芸こと 森本 貞治 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月3日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年(再イ)第2号 徳島県名西郡石井町高川原字南島263番地14 再生債務者 田中 友次 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月2日 徳島地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第1号 鹿児島市小松原1丁目69番22号 リーベンパ レス小松原201号 再生債務者 根釜 翔 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 鹿児島地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(再イ)第1号 函館市亀田町21番10号 再生債務者 佐野 将行 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 函館地方裁判所	令和7年(再イ)第26号 京都市右京区西京極河原町35番地1 ネバー ランド西京極209号 再生債務者 池添 貴志 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月3日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和6年(再イ)第18号 福岡県飯塚市有井355番地127 再生債務者 高橋 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係	令和7年(再イ)第5号 新潟市中央区関屋昭和町1丁目52番地2 再生債務者 中田 学信 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年6月3日 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第7号 静岡県富士市石坂323番地の13 再生債務者 杉澤 寛人 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和6年(再イ)第70号 鹿児島市西田1-12-3-603、住民票上の 住所福岡市南区大橋2丁目17番5-1401号L I B T H大橋 再生債務者 柏田 晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和6年(再イ)第20号 福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1990番地5 再生債務者 稲葉 道也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年6月2日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係	令和6年(再イ)第83号 広島市安佐南区東野1丁目14番19号 再生債務者 山田 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第2号 香川県観音寺市豊浜町和田浜605番地 再生債務者 田井 研三 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月3日 高松地方裁判所観音寺支部	令和7年(再イ)第6号 鹿児島市明和2丁目8番10号 再生債務者 地福 敏文	令和7年(再イ)第5号 福岡県飯塚市中863番地 再生債務者 木下 裕将	

令和7年(再イ)第14号 広島市佐伯区杉並台9番地15 再生債務者 岡本かつひこ	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日	3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで
令和7年6月3日 広島地方裁判所民事第4部	1 主文 本件再生手続を廃止する。
令和7年(再イ)第21号 広島市安佐南区大町東4丁目6番16号 再生債務者 研谷 昌紀	2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案	令和7年6月2日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日	令和7年6月3日 岡山地方裁判所倉敷支部 給与所得者等再生による再生 手続開始
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで	令和7年6月3日 岡山地方裁判所倉敷支部 給与所得者等再生による再生 手続開始
令和7年6月3日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第1号 愛媛県伊予郡松前町大字北川原887番地1 再生債務者 伊藤 良樹
令和7年(再イ)第7号 愛媛県松山市古川北1丁目11番6号 エス テートはなみずきC105号 再生債務者 正岡 輝彦	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案	3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令 和7年7月8日まで
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日	松山地方裁判所民事部 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで	令和6年(再口)第4号 千葉県市川市柏井町3丁目169番地9 再生債務者 塚越 昇
令和7年6月3日 松山地方裁判所民事部 小規模個人再生による再生手 続廃止	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 13日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
令和7年(再イ)第22号 大阪府池田市石橋4丁目20番12号 再生債務者 田村ひかる	3 2の書面の提出期間 令和7年6月19日まで 令和7年6月2日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。	令和7年(再口)第1号 岩手県北上市鍛冶町1丁目7番22号 再生債務者 篠原 健司
令和7年6月2日 大阪地方裁判所第6民事部	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 19日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
令和6年(再イ)第77号 熊本市中央区壺川2丁目9番2号 スカイハ ウス壺川102号 再生債務者 丸田 浩二	3 2の書面の提出期間 令和7年6月24日まで 令和7年6月3日 盛岡地方裁判所花巻支部

1 主文 本件再生手続を廃止する。	給与所得者等再生による再生 計画認可	(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和7年5月16日 掲載頁 九十一頁 (号外第一〇八号)
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。	令和6年(再口)第2号 三重県鈴鹿市東旭が丘2丁目2番3号 再生債務者 芝田 優	令和7年6月1日 東京都豊島区東池袋一丁目一四番11号 (甲) 佐々木総合管理株式会社 代表取締役 佐々木武彦
令和7年6月2日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。	(乙) 株式会社ティノシネマ 代表取締役 佐々木伸一
令和7年(再イ)第2号 岡山県総社市駅前2丁目6番1号 岩佐ビル 201 再生債務者 柏木 雅史	2 理由の要旨 令和7年5月29日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。	合併公告 左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承 継して存続しこそは解散するところにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
1 主文 本件再生手続を廃止する。	令和7年6月3日 津地方裁判所再生係 所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告	令和7年6月1日 東京都豊島区東池袋一丁目一四番11号 (甲) 佐々木総合管理株式会社 代表取締役 佐々木武彦
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。	次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令が されることになります。	令和7年6月1日 東京都渋谷区神宮前四丁目一六番一八号一階 (甲) 合同会社コアプラス 代表社員 河村 宜克
令和7年6月3日 岡山地方裁判所民事第4部	令和7年(チ)第13号 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 申立人 神戸市 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 神戸市生田区北 野町二丁目99番地	W AビルB C F二階 (乙) 合同会社エスティ一エフ 代表社員 河村 宜克
令和7年(再イ)第7号 愛媛県松山市古川北1丁目11番6号 エス テートはなみずきC105号 再生債務者 正岡 輝彦	所有者 ダマ・ユスフ・アブドラ 届出期間満了日 令和7年7月22日	吸収分割公告 左記会社は吸収分割して甲はこの吸収分割契約 書記載の権利義務を承継しこそそれを承継させる ところにいたしました。
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案	令和7年6月2日 神戸地方裁判所 (別紙) 物件目録	この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月1日	1 所在 神戸市垂水区名谷町字猿倉 地番 290番9 地目 宅地 地積 5.59平方メートル	令和7年6月1日 東京都千代田区神田司町一丁目九番地11 (甲) 合同会社M A R O C a p i t a 代表社員 吉丸 優作
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで	会社その他の公告	(乙) 合同会社戸田事務所 代表社員 戸田 学
令和7年6月3日 松山地方裁判所民事部 小規模個人再生による再生手 続廃止	令和7年(再イ)第1号 左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承 継して存続しこそは解散するところにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたし ました。
令和7年(再イ)第22号 大阪府池田市石橋4丁目20番12号 再生債務者 田村ひかる	左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承 継して存続しこそは解散するところにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条2号に定める事由がある。	令和7年(再口)第1号 岩手県北上市鍛冶町1丁目7番22号 再生債務者 篠原 健司	令和7年6月1日 埼玉県久喜市本町八丁目二二番一一三号 合同会社アリゴー
令和7年6月2日 大阪地方裁判所第6民事部	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月 19日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由	代表社員 内藤 美保
令和6年(再イ)第77号 熊本市中央区壺川2丁目9番2号 スカイハ ウス壺川102号 再生債務者 丸田 浩二	3 2の書面の提出期間 令和7年6月24日まで 令和7年6月3日 盛岡地方裁判所花巻支部	

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

埼玉県久喜市本町八丁目三番二三号

合同会社オスカ

代表社員 飯塚あゆみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社まるかとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

千葉県野田市みずき四一一二一六

合同会社LYNX

代表社員 上竹 寛精

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社エフセット・ジャパンとします。

効力発生日は令和七年七月十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年六月二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

神奈川県横浜市中区立野五七番地二三

合同会社エフセット・ジャパン

代表社員 河崎 貴夫

組織変更公告

当組合は、令和七年五月三十一日開催の総会の決議により、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年六月十一日

新潟県佐渡市羽茂大崎一五七五番地三

大崎生産森林組合

組合長理事 川上 敏広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社新隆とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

千葉県千葉市美浜区新港三〇番地六

ニッテン商事株式会社

代表取締役社長 林 政宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年六月十一日

愛媛県四国中央市川之江町七四九一

川之江工業水利開発株式会社

代表取締役 三木 雅人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

東京都台東区台東四丁目八番七号

株式会社フューチャースタンドード

代表取締役 岡 寛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し、一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

香川県高松市檀紙町九三九一六

久保木工有限公司

代表取締役 前田 英之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、剩余金の配当を受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十一日

神奈川県横浜市中区立野五七番地二三

合同会社エフセット・ジャパン

代表社員 河崎 貴夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、剩余金の配当を受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月十一日

新潟県佐渡市羽茂大崎一五七五番地三

大崎生産森林組合

組合長理事 川上 敏広

限定承認公告

本籍京都府京都市下京区朱雀北ノ口町三二番地、最後の住所京都府京都市下京区朱雀北ノ口町三二番地

右被相続人は令和六年十二月七日死亡し、その相続人は令和五年五月三十日京都家庭裁判所にて限定期をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月十一日

神奈川県横浜市都筑区勝田南一丁目七番一〇号B-1-101 限定期承認者 楠原 空

○号B-1-101 限定期承認者 楠原 空

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百億一千六百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十一日

愛媛県西予市城川町下相五六六番地一

株式会社エフシード

代表取締役 田中 二朗

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行優先出資百億一千六百八十万円を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

GC core plus! 特定目的会社

取締役 関口 陽平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行優先出資百億一千六百八十万円を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年七月十四日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

GC core plus! 特定目的会社

取締役 関口 陽平

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

令和七年六月十一日

沖縄県那覇市西二丁目一番二号

沖縄港運株式会社

代表取締役 吉田 和彦

正

誤

ページ段行 誤 正
印刷誤り

令和七年六月六日 (号外第二十五号) 公布法
律第五十四号 (保険業法の一部を改正する法律)

九上 終りから
五五(消費生活協同組合法及び中小企業等協同組合法の一部改正)正

は改行し 行頭を一字下げる